

工場内の掲示物・書類について

(JASMEQ顧問 中村 優)

QC通信の昨年5月号から今年の3月号まで、佐藤 邦裕氏が「製造現場における5Sの実践について」掲載されました。今回は、掲示物と書類（マニュアル・手順書・記録文書）についての不備な所を良く目にしますので、以下にまとめてみました。1度確認されたいかがでしょうか。

1、掲示物について

1年に最低1回は掲示物の点検を行い、必要があれば更新しましょう

文書だけでなく、写真を使用しているものも多くあります、1年も経過すると色があせてしまい、見分けのつきづらい物が出てきます。又、使用器具も変更した場合、都度更新してればよいのですが、現場の表示写真（形や色）と違っていることがよくあります。

- ・工場内入室の、「着替え・ローラー掛け・手洗い・エアシャワー」のマニュアル掲示。
- ・「器具・備品の保管方法や個数表示」、「ブラシの使用限度見本」、「指定希釈倍率のやり方」等色々な掲示。
- ・危険物取扱い注意書き、緊急連絡先、内線連絡等は**更新の責任者が明確でないことが多く**、古い物がそのまま掲示されていることがよくあります。管理責任者を明確にし、掲示場所リストを作成しておくことが必要です。
- ・変更があった場合は直ぐ更新を行い、更新年月日を入れた新しい物との交換をもれなく行ってください。

2、マニュアル（手順書）について

重要な作業についてはマニュアル化を行い、担当者が統一して間違いなく実施出来るようにすることです

- ・誰に向けたマニュアルか決めて作成する
- ・マニュアル（作業手順）の目的や理由を記載をする
- ・図や表を挿入して、視覚的に判りやすいマニュアルにする（最近では外国人労働者の方も多くなってきましたので、配慮することも必要です）

3、記録文書（帳票類）について

①製造時の状況が、後日確認できる内容の記録になっているか

②記録の内容が必要項目だけとなっているか。・・・あまり必要でない項目は減らす

③管理を伴う記録は、基準が明記されていて**適正・不適正（逸脱）の判断**が出来ること

不適正（逸脱）の場合は、どのように対処するか明記しておくこと。

- ・温度計測（許容温度）・・・原料受入や製品の管理温度を決めておく
- ・計量器具（誤差範囲）・・・使用時に標準分銅で計測し誤差があった場合、使用の可否の範囲を決めておくこと
- ・加熱・冷却の管理温度と時間（中心温度・達温・時間）・・・製造の中で温度と時間管理が一番重要と位置付けている工場も多くあります。
- ・倉庫内の保管温度・・・冷蔵庫・冷凍庫などは設定温度と管理温度を決めて管理する

④「以下・以上・未満・超過」の使い分け

例えば、冷凍庫の温度管理で、小数点まで計測できる温度計があった場合。「冷凍庫の基準内温度は-15℃以下とする（-14℃以上は基準逸脱）」と表記されていると-14.1～-14.9の間は判断が判らなくなってしまいます。従って、「15.0℃以下とする（-14.9℃以上は基準逸脱）」と表記しなければなりません。

4、記録文書（帳票類）の記入について

①空白欄・・・未実施 or 記入漏れ？ 未実施の場合は「斜線」を引いて空白欄を作らない

②「//」のしるし・・・同じ事でも内容（数字・名前）をキチット書く

③表示通りに記載する（良くある記入）

- ・計量記録・温度記録等で、表示に小数点以下までであるのに整数だけ書き小数点以下を省略する
- ・時間の記録を「5・10分」単位で記載する。（1分単位で時計の表示通りに記載する）

④測定後、直ぐ記入する

- ・メモ用紙などに書いておいて、後でまとめ書きをする。（めんどくさがらずに、直ぐ記入する）

⑤点検・確認の欄の空白

- ・点検確認や責任者の欄に、サイン・印がないものがあります。記録を確実に確認すること。確認が不要ならその欄を削除する。

5、トレースが直ぐ確認できる記録になっているか

- ・事故があった時、一連の製品の記録が、直ぐに出せるよう整備されているか。原料入荷→製造→出庫（又は逆に、出庫→製造→原料入荷）までの記録を30分以内に揃えられるか。

以上

<編集後記>

■7月26日（金）の、商品事故削減会議にてアドバイザーの佐藤氏が、「5Sを実践するとは～製造現場で具体的に何をするのか」として講演しました。その後、現場実習の受入れ検討をお願いしまして、2社より依頼がありました。会社にお伺いして希望の内容を確認し、現在1社と具体的に5S実践に入りました。ご希望につきましては改めて連絡お知らせさせていただきます。

■問い合わせ・質問、またご意見や投稿希望がありましたら、メール・FAXで結構ですので、遠慮なく活用下さい。

■皆様には、BCCでお送りしていますが、関係者への送付希ありました紹介（メールアドレス等）お知らせ下さい。また、今後不要な方もお手数ですが連絡をお願いします。

協同組合JASMEQ(ジャスメック) 監物今朝雄・中村優・佐藤邦裕

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-3-4 出光新宿ビル 4階

Tel 03-6205-6677 Fax 03-6457-6759

E : k.kenmotsu@jasmeq.com E : m.nakamura@jasmeq.com

次頁⇒皆様のご意見、感想をお待ちしています。（直接メール返信でも結構です）

ご意見、感想

お名前 _____ (匿名希望は希望ペンネーム等 _____)

御社名 _____ (公開可 _____ 非公開希望 _____)

次号以降への掲載 _____ 掲載希望 _____ 掲載は希望しない。 _____

(以下、自由に記載いただきメール、及びFAXで送信下さい。)

題名 (無くても結構です)